

## 令和6年「緑の募金」の取りまとめについて（お願い）

（産業部 農林水産課）

### 1 要旨

例年実施される「緑の募金運動」につきまして、**回覧文書による地区の皆様へのお願い、募金の取りまとめ、納付**をお願い致します。

### 2 緑の募金運動

- (1)趣 旨 水を蓄え、土砂の流出を防ぎ、二酸化炭素を吸収する森林や心にやすらぎを与えてくれる緑を、ボランティアの協力などで守り育てる取組みに役立てる。
- (2)使 途 ○森林の整備 ○緑化の推進 ○募金運動の推進
- (3)募金主体 (公財) 静岡県グリーンバンク → 伊豆市緑化推進協会  
(グリーンバンク伊豆市支店)

### 3 依頼事項

#### (1) 募金の額

1世帯あたり**50円**を目標にお願いします。

#### (2) 取りまとめ後の納付期限

**令和6年6月3日（月）**を目途にお願いします。

※納付期限までに取りまとめや納付が困難な地区につきましては、納付期限以降でも受け付けさせていただきます。

#### (3) 納付の方法

取りまとめいただきました募金は、**取りまとめ金額を「納付書」にご記入のうえ、納付書に記載してある金融機関等で納付**してください。

#### (4) その他

○4月の区長配布で以下のものを配布します。

- ・回覧文書
- ・チラシ
- ・「緑の募金シール」（令和5年度から「緑の羽根」に替えて配布）

担 当 林業自然保護スタッフ  
電 話 72-9893

## シカ・イノシシの被害防止目的捕獲依頼について

(産業部 農林水産課)

### 1 要旨

シカやイノシシによる農林水産物、生活環境などへの被害を防止するため、地区からの依頼に基づき「伊豆市有害鳥獣捕獲隊」による被害防止目的捕獲（有害鳥獣捕獲）を実施します。

### 2 被害が発生した場合の捕獲依頼

農林水産物の生産者や住民の方から区、町内会、部農会等への被害情報に基づき捕獲による対策が必要と判断された場合は、部農会長から市（農林水産課）へ「被害防止目的捕獲依頼書」を提出していただきます。

※部農会のない区、町内会については、区長、町内会長から申請していただきます。

<提出書類> ○被害防止目的捕獲依頼書

- ・鳥獣の種類、区域や場所
- ・被害状況、依頼する理由

○被害箇所などを示した位置図

※「捕獲依頼書」の様式と記載例は、市のホームページに掲載してあります。

### 3 市の対応

提出された捕獲依頼書に基づき現地調査等を行ったうえで、有害鳥獣捕獲隊による対応をします。

### 4 その他

○有害鳥獣捕獲隊による捕獲は、原則として狩猟期間（例年、シカ・イノシシの場合は11/1～3/15）を除いて実施する予定です。

担 当 林業自然保護スタッフ  
電 話 72-9893